

遊休農地再生・利活用促進事業

遊休農地は鳥獣害や病害虫の隠れ家・発生源となり、周辺の農地にも悪影響を与え、生産基盤としての機能低下をもたらすだけでなく、県土や自然環境保全等の農村活力そのものを低下させることに繋がる。

特に中山間地域は、人口減少や高齢化が進行しており、今ある農地の維持だけでも苦慮する状態となっているため、中山間地域の遊休農地において、耕作又は粗放的管理をするための再生作業等の取組を支援する。

事業の内容

- 1 事業実施主体:市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会
- 2 対象農地:過疎・中山間地域に該当する市町村における1号遊休農地、2号遊休農地
- 3 補助対象:

(1)粗放的利用等支援

耕作又は粗放的利用※を行うための再生作業経費を支援

※粗放的利用・・・景観作物、蜜源作物、鳥獣緩衝帯、カバークロープなど

- ① 草・低木の刈払、樹木の伐採・伐根などの障害物除去(廃棄物の処理を含む)、深耕、整地作業
- ② ①と併せて行う以下の内容
 - ・土壤改良費(土壤改良用資材費、運搬散布経費を含む)
 - ・種苗代(果樹、アスパラガス等の減価償却資産(所得税法施行例第6条)となるものは除く。

(2)条件改善整備

再生作業と合わせて条件改善整備まで取組む経費を支援

- ① 暗きょ排水の設置
- ② 耕土厚の確保のための客土(田15cm、畑20cm以内の確保を限度)

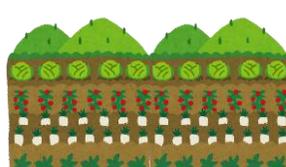
- 4 補助率:定率(50%) 事業費200万円未満(補助額上限:99万9千円)



景観作物の取組



鳥獣緩衝帯の取組



作物の作付け

交付要件

- 集落を単位とした「事業実施計画」を策定すること。ただし、複数集落が一体的に取組むことが効果的な場合は複数集落をまとめて一つの計画とすることも可能とする。
- 1地区あたり事業費が200万円未満であること。
- 取組者は、賃借権の設定・移転、所有者の移転又は農作業受委託によって遊休農地を引き受けて、再生作業を行うこと。
- 事業実施後、5年間の耕作又は粗放的利用を継続すること。
- 遊休農地等の解消を目的とした国及び県の補助事業対象とならない農地であること。なお、過去に国、県の補助金等の交付を受けたことがないことを原則とする。

事業のポイント

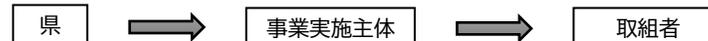
- ・他事業との併用も可能(※ただし、国庫が含まれている事業及びふるさと水と土保全基金以外の財源に限る)
- ・耕作だけでなく粗放的利用を行うための再生作業経費に対しても支援

事業の流れ

事業実施主体に対する交付

(※ただし(1)のメニューは取組者への交付も可とする)

(1)粗放的利用等支援



(2)条件改善整備

